明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件　一
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（同三）　三
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（同四）　七
〔官庁報告〕
法　務
司法修習生の修習を終えた者（最高裁判所）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
税理士登録者関係　吾
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　吾
会社その他
会社決算公告　吾

告示

○総務省告示第二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第八号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十七年度分の固定資産税から適用する。

平成二十七年一月十四日

総務大臣　山本　早苗

第一号1中

「（　4）	弘南鉄道株式会社	」を
（　4）の2	弘南鉄道株式会社（青い森鉄道線のうち青森県内の区間のみを走行するものに限る。）	同　に、
（　4）の3	株式会社ジェイアール東日本商事（青い森鉄道株式会社が使用するものに限る。）	同　」を
「（　71）	土佐電力鉄道株式会社	高知県知事　」に
「（　71）	とさでん交通株式会社	高知県知事　」に

改める。

第一号3中

「（　7）	ＪＡ34ＣＡ	同　」を
（　7）の2	ＪＡ761Ａ	同　」に
「（　7）の2	ＪＡ34ＣＡ	同　」を
（　7）の2	ＪＡ35ＣＡ	同　に
（　7）の3	ＪＡ761Ａ	同　」

改める。

第二号1中

「（　42）	青い森鉄道株式会社	」を
「（　42）	青い森鉄道株式会社（青い森鉄道線のうち青森県内の区間のみを走行するものを除く。）	」に

改める。

第二号2中

「（　16）	ＪＡ01ＫＺ	」を
「（削除）	削除	」に、
「（　22）	ＪＡ02ＭＣ	」を
「（削除）	削除	」に、
「（　25）	ＪＡ03ＦＪ	を
（　25）の2	ＪＡ03ＨＣ	
（　25）の3	ＪＡ03ＪＪ	
「（　25）	ＪＡ03ＦＪ	に、
（　25）の2	ＪＡ03ＧＲ	
（　25）の3	ＪＡ03ＨＣ	
（　25）の4	ＪＡ03ＪＪ	
「（　26）	ＪＡ03ＫＺ	」を
「（削除）	削除	」に、
「（　28）	ＪＡ03ＲＪ	」を
「（　28）の2	ＪＡ03ＶＡ	」に、